

「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に対する意見

質問1（回答者の属性）

財務諸表作成者（業界団体）

質問5（識別された論点及び適用上の課題（各分野における主要な論点（第18 項）を含む。））

日本基準においては、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（以下「報告第26号」という。）により、金利リスクの共通する保険負債をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段とする包括ヘッジの取扱いが定められている。一方、IFRS及び米国会計基準においては同様の定めはなく、保険負債の包括ヘッジについてヘッジ会計の適用が困難となる可能性がある。

日本では保険契約の会計処理を取り扱う会計基準がないため、保険負債の会計処理は保険業法に基づいて行われている。国際的な会計基準に整合した保険契約に関する会計基準の開発は現在のところ予定されておらず、保険負債については保険業法に基づく現行の会計処理が継続されることを踏まえ、金融商品会計基準の改正後も報告第26号による包括ヘッジの取扱いを、当面の間、維持していただきたい。

以 上